

指導検査基準【認知症対応型共同生活介護】

令和8年度

Ⅰ 運営に関する事項					
基本的な考え方及び観点			基準	解釈通知	確認書類等
1 基本方針	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようなものとなっているか 	第89条	第3の五の1	
	介護保険関連情報の活用とPDCAサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか 	第3条	第3の一の4(1)	
2 人員	従業者の員数	<ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護従業者 <ul style="list-style-type: none"> ユニットごとに、夜間及び深夜の時間帯以外は、利用者の数が3又はその端数を増すごとに常勤換算で1以上 ユニットごとに、夜間及び深夜の時間帯の介護従業者の員数は1以上 (2) 計画作成担当者 <ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに1以上 介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか 計画作成担当者のうち1以上の者は、有効な資格を有する介護支援専門員か 計画作成担当者は、必要な研修を修了しているか 介護支援専門員でない計画作成担当者は、認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有するか 	第90条	第3の五の2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 勤務実績表／タイムカード 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 従業者の資格証 研修を修了したことがわかるもの
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ユニットごとに原則として常勤専従の管理者を置いているか 他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か。管理業務に支障はないか 管理者は必要な経験を有する者か 必要な研修を受けているか 	第91条	第3の五の2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の雇用形態が分かる文書 管理者の勤務実績表／タイムカード 研修を修了したことがわかるもの 経歴がわかる書類
	代表者	<ul style="list-style-type: none"> 代表者は必要な経験を有する者か 必要な研修を受けているか 	第92条	第3の五の2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 研修を修了したことがわかるもの 経歴がわかる書類
3 設備	設備及び備品	<ul style="list-style-type: none"> ユニットの数は1以上3以下となっているか 1ユニットの入居定員は5人以上9人以下となっているか 消防用設備及び必要な備品を整備し、点検はできているか また、スプリンクラーは設置されているか 日常生活を営む上で必要な設備を設けているか ただし、居間及び食堂は同一の場所とすることができる 居室の床面積は、7.43㎡以上か 	第93条	第3の五の3	<ul style="list-style-type: none"> 平面図

4 運営	内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申込者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・ 重要事項説明書の内容に不備等はないか ・ 上記文書の交付に代えて、電磁的方法により重要事項を提供する場合は、利用者又はその家族から申出があり、かつ電磁的方法について、利用者又はその家族から承諾を得ているか 	第3条の7準用 (第108条)	第3の一の4 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項説明書（利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの） ・ 利用契約書
	提供拒否の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではないか 	第3条の8準用 (第108条)	第3の一の4 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申込受付簿
	受給資格等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認しているか ・ 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するよう努めているか 	第3条の10準用 (第108条)	第3の一の4 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
	要介護認定の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか ・ 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか 	第3条の11準用 (第108条)	第3の一の4 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に係る記録
	入退居	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居申込者が認知症であることを確認しているか ・ 利用者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか ・ サービス提供が困難である場合は、適切な他の（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか ・ 退居の際には、必要な援助を行っているか ・ 退居に際しては、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及びサービス提供者との密接な連携に努めているか 	第94条	第3の五の4 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書等（認知症の診断がわかるもの） ・ 利用者に係る記録等
	サービスの提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称、又は、退居の年月日を被保険者証に記載しているか ・ 日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等を記録しているか 	第95条	第3の五の4 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録 ・ 業務日誌
	利用料等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか ・ 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか ・ 上記のほか次に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか <ul style="list-style-type: none"> ① 食材料費 ② 理美容代 ③ おむつ代 ④ 認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用（別に厚生労働大臣が定めるところ（平12老企54）による） ・ 法第42条の2第9項（法第41条第8項準用）により、領収書を発行しているか ・ 施行規則第65条の5（施行規則第65条準用）により、領収書に、利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか 	第96条	第3の五の4 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書控 ・ 領収書控

4 運営	保険給付の請求のための証明書の交付	・ 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか	第3条の20準用 (第108条)	第3の一の4 (14)	・ サービス提供証明書控（介護給付費明細書代用可）
	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	・ 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているか ・ 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか また、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか ・ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか ・ 身体的拘束等の適正化を図っているか（身体的拘束等を行わない体制づくりを進める策を講じているか） ・ やむを得ず身体的拘束等をしている場合、家族等に確認をしているか ・ 自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者又は運営推進会議による評価を受け、結果を公表しているか	第97条	第3の五の4 (4)	・ 認知症対応型共同生活介護計画書 ・ アセスメントの記録 ・ 身体的拘束に係る記録等 ・ 身体的拘束廃止に関する（適正化のための）指針 ・ 身体的拘束の適正化検討委員会名簿 ・ 身体的拘束の適正化検討委員会議事録
	認知症対応型共同生活介護計画の作成	・ 計画作成担当者に計画の作成に関する業務を担当させているか ・ 利用者の多様な活動の確保に努めているか ・ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境（アセスメント）を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しているか ・ 利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか ・ 利用者に交付しているか ・ 実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて変更を行っているか また、変更を行う場合、認知症対応型共同生活介護計画を作成するの一連の手続きを行っているか	第98条	第3の五の4 (5)	・ 認知症対応型共同生活介護計画書（利用者又は家族の同意があったことがわかるもの） ・ アセスメントの記録 ・ サービス提供記録 ・ モニタリングの記録
	介護等	・ 利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか 利用者の負担により、介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか ・ 原則として、利用者が介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めているか	第99条	第3の五の4 (6)	・ 雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・ サービス提供記録 ・ 業務日誌
	社会生活上の便宜の提供等	・ 趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか ・ 利用者が必要とする手続等について、その者の同意を得た上で代行しているか ・ 利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか	第100条	第3の五の4 (7)	・ サービス提供記録 ・ 利用者に関する記録 ・ 認知症対応型共同生活介護計画書
	利用者に関する市町村への通知	・ 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を西東京市に通知しているか (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	第3条の26準用 (第108条)	第3の一の4 (18)	・ 西東京市に送付した通知に係る記録
	緊急時等の対応	・ 緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・ 緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡しているか	第80条準用 (第108条)	第3の四の4 (12)	・ 緊急時対応マニュアル ・ サービス提供記録
	管理者の責務	・ 従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか ・ 従業者に基準の「第4 運営に関する基準」の規定を遵守させるための指揮命令を行っているか	第28条準用 (第108条)	第3の二の二 の4(4)	

4 運営	管理者による管理	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者でないか ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により管理上支障がない場合は、この限りでない 	第101条	—	
	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> 運営における以下の重要事項について定めているか (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 利用定員 (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 入居に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項 	第102条	第3の五の4(8)	・運営規程
	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務担当者等を明確にしているか 利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従事者を固定する等の継続性を重視しているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか また無資格の者に、令和6年3月までに、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	第103条	第3の五の4(9)	<ul style="list-style-type: none"> 勤務実績表／タイムカード 勤務体制一覧表 雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 研修計画、実施記録 方針、相談記録
	定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 入居定員及び居室の定員を上回っていないか 	第104条	—	<ul style="list-style-type: none"> 業務日誌 国保連への請求書控
	業務継続計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか 計画の見直しを行っているか 	第3条の30の2準用（第108条）	第3の五の4(12)	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画 研修及び訓練計画、実施記録
	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか 非常災害時の連絡網等は用意されているか 防火管理に関する責任者を定めているか 避難・救出等の訓練を実施しているか 運営推進会議を活用し、地域住民との密接な連携体制の確保に努めているか 	第82条の2準用（第108条）	第3の四の4(16)	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害時対応マニュアル（対応計画） 運営規程 避難・救出等訓練の記録 通報、連絡体制 消防用設備点検の記録
	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者に周知徹底を図っているか 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか 介護従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか 	第33条準用（第108条）	第3の五の4(13)	<ul style="list-style-type: none"> 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録

4 運営	協力医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか ・ 協力医療機関を定めるにあたり次の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること (2) 事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること ・ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った西東京市長に届け出ているか ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか ・ 新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか ・ 利用者が医療機関に入院した後に、退院が可能となった場合においては、再び当該事業所に速やかに入居させることができるように努めているか ・ あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか ・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか 	第105条	第3の五の4 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協力医療機関の協定書等
	掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか ただし、重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる ・ 重要事項をウェブサイトに掲載しているか 	第3条の32準用 (第108条)	第3の一の4 (25)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示物等 ・ 事業所のホームページ又は介護サービス情報公表システムのウェブサイト
	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の利用に当たり、利用者の個人情報は利用者の同意を、利用者家族の個人情報は利用者家族の同意を得ているか ・ 退職者を含む従業者の、利用者の秘密保持についての必要な措置を講じているか 	第3条の33準用 (第108条)	第3の一の4 (26)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報同意書 ・ 従業者の秘密保持誓約書等
	広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告は虚偽又は誇大となっていないか 	第3条の34準用 (第108条)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ バンフレット／チラシ
	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援事業者対し、利用者に対して当該共同生活住居を紹介すること、または当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか 	第106条	第3の五の4 (11)	
	苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じているか 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載しているか ・ 苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しているか ・ 法第23条の規定により西東京市が行う調査に協力するとともに、西東京市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか ・ 西東京市からの求めがあった場合には、改善の内容を西東京市に報告しているか ・ 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか ・ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか 	第3条の36準用 (第108条)	第3の一の4 (28)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情の受付簿 ・ 苦情者への対応記録 ・ 苦情対応マニュアル ・ 掲示物等 ・ 事業所のホームページ又は介護サービス情報公表システムのウェブサイト

4 運営	調査への協力等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために西東京市が行う調査に協力しているか ・ また西東京市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか 	第84条準用 (第108条)	第3の四の4 (19)	
	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営推進会議を概ね2月に1回以上開催しているか ・ 運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか ・ 運営推進会議で挙げた要望や助言が記録されているか ・ 運営推進会議の会議録が公表されているか 	第34条準用 (第108条)	第3の二の二 の3(10)	・ 運営推進会議の記録
	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・ 市町村、家族、居宅介護支援事業者等に報告しているか ・ 事故状況、対応経過が記録されているか ・ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・ 再発防止のための取組を行っているか 	第3条の38準用 (第108条)	第3の一の4 (30)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故対応マニュアル ・ 市町村、家族、居宅介護支援事業者等への報告記録 ・ ヒヤリハットの記録 ・ 再発防止策の検討の記録
	虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知しているか ・ 虐待の防止の指針を整備しているか ・ 従業者に対して虐待の防止の研修を定期的実施しているか ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか 	第3条の38の2 準用 (第108条準用)	第3の五の4 (14)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の開催記録 ・ 虐待の防止の指針 ・ 研修計画、実施記録 ・ 担当者を設置したことが分かる文書
	会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか 	第3条の39準用 (第108条)	第3の一の4 (32)	・ 会計関係書類
	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか（令和9年3月31日までは努力義務） 	第86条の2準用 (第108条)	第3の四の4 (20)	・ 委員会の記録
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか ・ 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症対応型共同生活介護計画書 (2) 提供したサービスの記録 (3) 身体的拘束等の諸記録及び緊急やむを得ない理由の記録 (4) 西東京市への通知に係る記録 (5) 苦情の内容等の記録 (6) 事故の発生状況及び処置についての記録 (7) 運営推進会議の記録 	第107条	第3の五の4 (15)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者、設備、備品及び会計に関する記録等 ・ サービス提供の記録等

5 変更の届出等	変更の届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第78条の5により、'事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条の13第1項に定める事項に変更があったとき、又は当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、施行規則第131条の13第2項、第3項及び第5項で定めるところにより、10日以内に、その旨を西東京市長に届け出ているか 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出書類の控
<p>(注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています</p> <p>法：介護保険法（平成9年12月17日交付法律第123号）</p> <p>施行規則：介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）</p> <p>基準：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）</p> <p>解釈通知：指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）</p>					

II 介護給付費の算定及び取扱い		基本的な考え方及び観点	基準	解釈通知	確認書類等
1 基本報酬	認知症対応型共同生活介護費 及び短期利用認知症対応型共同生活介護費	指定認知症対応型共同生活介護事業に要する費用の額は、基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」 「5 認知症対応型共同生活介護費」により算定 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平27告96・31）に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平12告29・3）を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、所定単位数を算定	別表5のイ、口 注1	第2の6(1)	【共通して確認する書類】 ・介護給付費明細書 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書控 ・勤務実績表／タイムカード ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・認知症対応型共同生活介護計画書 ・サービス提供記録 ・業務日誌 ・その他、各加算・減算に関わる書類等
	入院時費用	246単位 別に厚生労働大臣が定める基準（平27告95・58の5）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき算定	別表5のイ、口 注9	第2の6(8)	
2 減算	夜勤職員の勤務条件を満たさない場合	97/100で算定 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平12告29・3）を満たさない場合	別表5のイ、口 注1	第2の1(9)	
	定員超過利用減算	70/100で算定 解釈通知第2の1の(6)及び通所介護費等の算定方法（平12告27・8）により算定	別表5のイ、口 注1	第2の1(6)	
	人員基準欠削減	70/100で算定 解釈通知第2の1の(8)及び通所介護費等の算定方法（平12告27・8）により算定	別表5のイ、口 注1	第2の1(8)	
	身体拘束廃止未実施減算	10/100を減算 別表5のイについて、別に厚生労働大臣が定める基準（平27告95・58の4）を満たさない場合	別表5のイ 注2	第2の6(2)	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	1/100を減算 厚生労働大臣が定める基準（平27告95・58の4の2）を満たさない場合	別表5のイ 注3	第2の6(3)	
	業務継続計画未策定減算	1/100を減算 厚生労働大臣が定める基準（平27告95・58の4の3）を満たさない場合	別表5のイ 注4	第2の6(4)	
	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	50単位 別表5のイ(2)及びロ(2)について、共同生活住居の数が3である事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合（指定地域密着型サービス基準第90条第1項ただし書に規定する場合に限る）に、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1日につき減算	別表5のイ、口 注5	—	
3 加算	夜間支援体制加算	(1) 夜間支援体制加算（Ⅰ） 50単位 (2) 夜間支援体制加算（Ⅱ） 25単位 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平27告96・32）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき加算	別表5のイ、口 注6	第2の6(5)	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位 別表5のロについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき加算	別表5のロ 注7	第2の6(6)	

3 加算

若年性認知症利用者受 入加算	120単位 別に厚生労働大臣が定める基準（平27告95・18）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1日につき加算 ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない	別表5のイ、ロ 注8	第2の6(7)
看取り介護加算	(1) 72単位 死亡日以前31日以上45日以下 (2) 144単位 死亡日以前4日以上30日以下 (3) 680単位 死亡日の前日及び前々日 (4) 1280単位 死亡日 別表5のイについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平27告96・33）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者（平27告94・40）について、1日につき加算 ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は算定しない	別表5のイ 注10	第2の6(9)
初期加算	30単位 別表5のイについて、入居した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する 30日を超える病院又は診療所への入院後に指定認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も同様	別表5のハ	第2の6(10)
協力医療機関連携加算	(1) 協力医療機関が、地域密着型サービス基準第105条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合 100単位 (2) (1)以外 40単位 別表5のイについて、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、上記区分に応じ、1月につき加算 ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない	別表5のニ	第2の6(11)
医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算（Ⅰ）イ 57単位 (2) 医療連携体制加算（Ⅰ）ロ 47単位 (3) 医療連携体制加算（Ⅰ）ハ 37単位 (4) 医療連携体制加算（Ⅱ） 5単位 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平27告96・34）に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき加算 ただし、(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ又は(Ⅰ)ハのいずれかの加算と(Ⅱ)を同時に算定する場合を除き、次のいずれかの加算を算定している場合においては、他の加算は算定しない	別表5のホ	第2の6(12)
退居時情報提供加算	250単位 利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り算定	別表5のヘ	第2の6(13)

3 加算

退居時相談援助加算	400単位 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に西東京市及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定	別表5のト	第2の6(14)
認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位 別表5のイについて、別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・3の2)に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者(平27告94・41)に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき加算	別表5のチ	第2の6(15)
認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150単位 (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120単位 別表5のイについて、別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・58の5の2)に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者(平27告94・41の2)に対し認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを行った場合は、当該基準の区分に従い、1月につき加算ただし、いずれか一つを算定し、認知症専門ケア加算を算定している場合は算定しない	別表5のリ	第2の6(16)
生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 (1)について、計画作成担当者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づく指定認知症対応型共同介護を行ったときは、初回の指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、加算 (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、事業所を訪問した際に、計画作成担当者が、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき加算 ただし、(1)を算定している場合は、算定しない	別表5のヌ	第2の6(17)
栄養管理体制加算	30単位 別表5のイについて、別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・58の6)に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき加算	別表5のル	第2の6(18)

3 加算

口腔衛生管理体制加算	30単位 別表5のイについて、別に厚生労働大臣が定める基準（平27告95・68）に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき加算	別表5のフ	第2の6(19)
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位 別表5のイについて、別に厚生労働大臣が定める基準（平27告95・42の6）に適合する事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき加算 ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない	別表5のフ	第2の6(20)
科学的介護推進体制加算	40単位 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月につき加算 ① 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること ② 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、①に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	別表5のカ	第2の6(21)
高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 100単位 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 10単位 別に厚生労働大臣が定める基準（平27告95・58の7）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準の区分に従い、1月につき加算	別表5のヨ	第2の6(22)
新興感染症等施設療養費	240単位 利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定	別表5のタ	第2の6(24)
生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 10単位 (2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 5単位 別に厚生労働大臣が定める基準（平27告95・58の8）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準の区分に従い、1月につき加算 ただし、いずれか一つを算定する	別表5のレ	第2の6(25)

3 加算	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6単位 別に厚生労働大臣が定める基準 (平27告95・59) に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型行動生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1日につき加算 ただし、いずれか一つを算定する	別表5のソ	第2の6(26)
	介護職員処遇改善加算 (R8/5/31まで)	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) イからソまでにより算定した単位数の 186/1000 (2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) イからソまでにより算定した単位数の 178/1000 (3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) イからソまでにより算定した単位数の 155/1000 (4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) イからソまでにより算定した単位数の 125/1000 別に厚生労働大臣が定める基準 (平27告95・60) に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして西東京市長に届け出た事業所が、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、加算 ただし、いずれか一つを算定する	別表5のツ	第2の6(27)
	介護職員等処遇改善加算 (R8/6/1より)	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) イ イからソまでにより算定した単位数の 210/1000 (2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ロ イからソまでにより算定した単位数の 228/1000 (3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) イ イからソまでにより算定した単位数の 202/1000 (4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) ロ イからソまでにより算定した単位数の 220/1000 (5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) イからソまでにより算定した単位数の 179/1000 (6) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) イからソまでにより算定した単位数の 149/1000 別に厚生労働大臣が定める基準 (平27告95・60) に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に加算 ただし、いずれか一つを算定する	別表5のツ	第2の6(27)

(注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています

基準：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)

解釈通知：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)

地域密着型サービス基準：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省令第34号)

平12告27：厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法 (平成12年2月10日厚生省告示第27号)

平12告29：厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (平成12年2月10日厚生省告示第29号)

平27告94：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)

平27告95：厚生労働大臣が定める基準 (平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)

平27告96：厚生労働大臣が定める施設基準 (平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)